

情報公開法を活用し、 海域、魚種ごとの汚染度を調査

食品プロジェクト座長 森脇 靖子



5月17日に開催された出版記念シンポジウム

日本人のダイオキシソ類摂取の7割以上は 魚介類から

日本人が体内に摂り込むダイオキシソ類のうち、全体の95%以上が食事経由です。さらに、食事のうち魚介類は75%以上を占めます。しかも沿岸魚のダイオキシソ類汚染は依然として安心できるレベルではありません。海域や魚種によっては切り身一切れ(約100g)を食べただけで、1日に摂取しても大丈夫とされるダイオキシソ類の量を超える可能性があります。

にもかかわらず、これまで国は、海域や魚種ごとの汚染状況を分かりやすい形で公表してきませんでした。そこで、食品プロジェクトは、環境省、水産庁、厚生労働省が行なってきた食品のダイオキシソ類濃度調査の発表資料を集めること、さらに情報公開法を使って産地などの詳しい資料を開示請求することから始めました。2001年のことです。これらの情報を、消費者の視点から分析し、分かり易い形で

情報提供していくことを目指したのです。

切り身一切れで、TDIを超える魚も

魚のダイオキシソ類汚染と摂取量の関係を考える上で、目安となる濃度値を計算しておきましょう。例えば、体重50kgの人が100gの魚肉を食べると、体内に取り込まれるダイオキシソ類の量(体重1kg当たり)は、以下のようになります。

○ダイオキシソ類濃度1ピコグラム/gに汚染された魚の場合、

$$1 \text{ピコグラム/g} \times 100\text{g} \div 50\text{kg} = 2 \text{ピコグラム/kg}$$

○2ピコグラム/gに汚染された魚の場合、

$$2 \text{ピコグラム/g} \times 100\text{g} \div 50\text{kg} = 4 \text{ピコグラム/kg}$$

健康に危害を与えることのない1日当りの量を「耐容一日摂取量」(TDI)といい、体重1kg当りで、ピコグラム/kgと表します。日本のTDIは4ピコグラム/kgですから、もし2ピコグラム/g以上に汚染された魚を100g食べると、それだけでTDI

を突破してしまいます。

私たちは今回、「提言」でTDIを2ピコグラム/kgにするべきだと提案していますが、そうすると1ピコグラム/gの汚染魚で2ピコグラム/gを突破してしまいます。魚の汚染濃度1ピコグラム/gと2ピコグラム/gという数値を一応の目安として汚染のレベルを見てください。

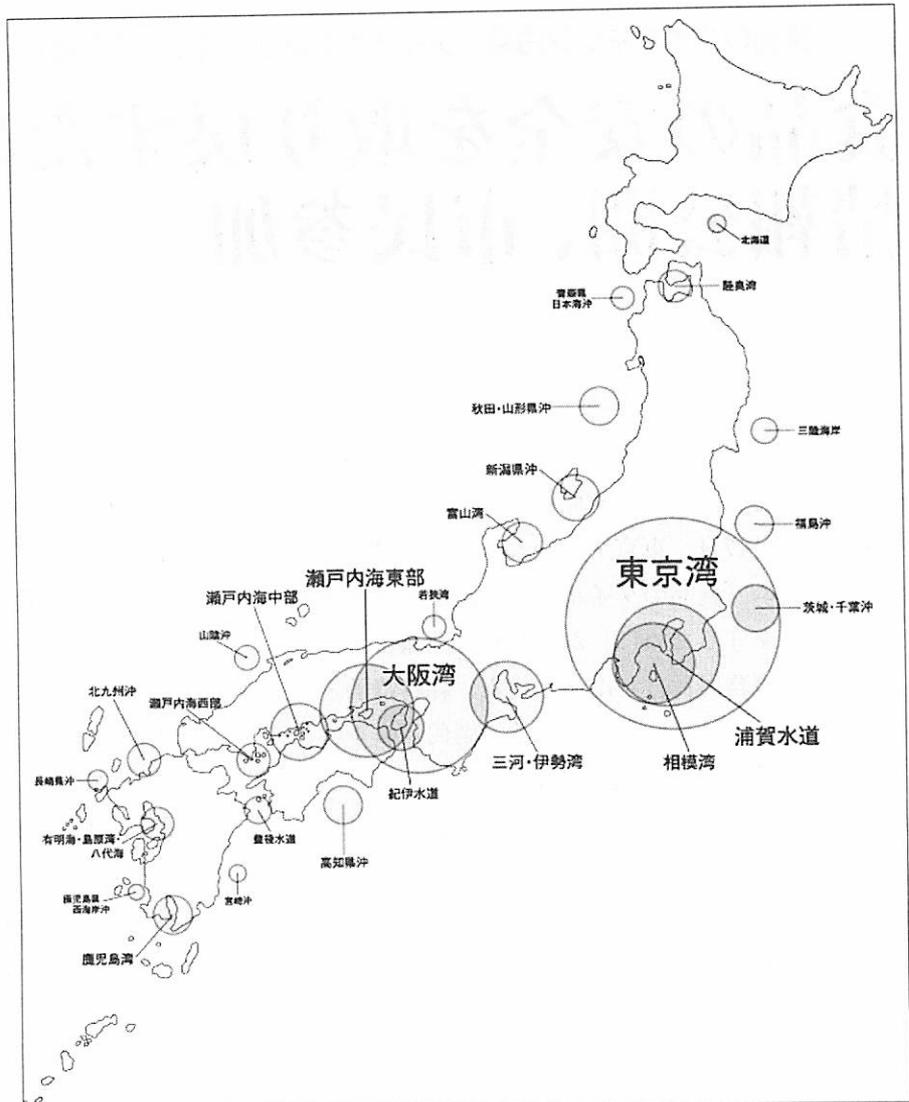
ブックレットの構成は、第1章、魚を食べても安全、第2章、魚介類のダイオキシン類汚染、第3章、魚介類の汚染源とその対策、第4章、食事とダイオキシン類、第5章、妊産婦と若い女性のために、まとめ、ダイオキシン問題は終わっていない、国民会議の提言、です。

平均値では分からない魚介類の汚染実態

平成11年度環境省の調査によれば、沿岸魚のダイオキシン類平均濃度は1.42ピコグラム/gです。東京湾の魚介類の平均濃度は5.30ピコグラム/gであったように、海域によって、汚染度には大きな差があります(図参照)。さらに、特に汚染されやすい魚種(アナゴ、コハダ、タチウオなど)があることも分かってきました。こうした魚を使った献立によってはTDIの4ピコグラム/kg、そして、私たちの提案する2ピコグラム/kgを大幅に超える可能性があります。

若い女性、妊産婦そして乳幼児の食生活には特に配慮して!

ダイオキシン類の毒性で特に気がかりなのが胎児毒性です。微量でも胎児の発達に悪影響を与える可能性があります。また、赤ちゃんが母乳を通じて摂取するダイオキシン類の平均摂取量は、TDIの約25倍になっていることも気がかりです。汚染されていない魚種を選んだり、食べる回数を減らす、調理法、食物繊維などを必ず献立に入れるなど、食生活を工夫する必要があります。



日本沿岸海域のダイオキシン類汚染 円の大きさは、各海域での魚介類のダイオキシン類の平均濃度を示す。

私たちの提言

沿岸の海は、過去に排出された、そして、これからも排出がつづくダイオキシン類の最終的な溜まり場です。今後、魚介類の汚染が短期間で低減するとは考えられません。日本人の食生活にとってとても重要な蛋白質源である魚介類の一部が汚染されているのは、とても悲しいことです。次世代の子供たちの健康を守るためにも、魚介類のダイオキシン類濃度の基準値を国が定め、対策を行なうこと。また、ダイオキシン類から健康を守るために、先進各国と比べても高いTDIを2ピコグラム/kgにすること。などを中心に国民会議は13項目の提言を行なっています。今後、この提言を提言書にまとめ、国へ働きかけていく予定です。

注：本文においてピコグラムは、pgTEQを表します。

食品の安全を取り戻すために必要な情報公開、市民参加

『食品のダイオキシン汚染—ダイオキシンから身を守るために』（国民会議ブックレット②）の出版を記念して5月17日、東京・上智大学中央図書館で、シンポジウム『食品のダイオキシン汚染—ダイオキシンから身を守るために』が行われた。報告者は、中下裕子・事務局長、立川涼・代表、森脇靖子・食品プロジェクト座長、神山美智子・副代表の4名。

中下裕子氏は、「食品安全基本法はできたが、現在、食品のダイオキシン汚染に関する法規制はない。今後、どんな働きかけをしていけばいいか、議論するきっかけにこのシンポジウムをしたい」と挨拶した。

次いで、立川涼氏は、科学や科学論争の社会性に触れた。特に、環境や食品にからむ科学は、社会の諸勢力の影響下から無縁ではいられないと。科学の客観性というものは、自明ではなく、何らかの価値観や利害を反映している場合が多いとも。この点を考慮し、英『ネイチャー』誌など代表的な科学3誌は、最近、発表論文に対し、研究資金の出所を明記することを義務付けたという。

氏の講演を聞きながら、『ダイオキシン 神話の終焉』（渡辺 正、林 俊郎著、日本評論社）が、ジャーナリストや産業界に大量に配布されているという事実を思い出した。業界の意図が働いているのだろうか。

次いで、森脇靖子氏から、ブックレットの概要が紹介された（前出の森脇原稿参照のこと）。

神山美智子氏は、食品の安全確保を目的とする食品安全基本法（5月16日、参院本会議で成立）の制定経緯と概要を説明した。同法により、7月には内閣府に「食品安全委員会」が設置され、食品安全行政は、委員会の専門家が食品摂取による影響や危険を科学的に評価し、消費者の健康被害を未然に防ぐ体制になる、と報道されている。

神山氏は、同法にはこれまでの食品分野での失政の反省の文言がないこと、消費者の権利が明記されていないこと、“科学的”安全性一本の視点から内容が規定され、食文化の視点がないこと、などの問題点を指摘した。

さらに、氏は、食品行政を監視する「食の安全・監視市民委員会」が結成されたことも報告し、参加を呼びかけた。同委員会は、政府が近く発足させる専門家集団、「食品安全委員会」に対抗する組織だという。

質問、及び議論の時間に入り、沿岸の天然魚との比較で、輸入魚、養殖魚の汚染をどう考えるかが、論点になった。

沿岸の魚介類汚染が深刻だからといって、輸入魚や肉食がより安全と考えるのは早計であること、輸入魚も海域によっては高濃度で汚染されていること、養殖魚や畜産物には、抗生物質の投与などダイオキシンとは別の化学物質の問題があることなどが話し合われた。

魚以外にもさまざまな食品のダイオキシン汚染を懸念する会場からの質問に対し、立川氏はリスクを分散させるという意味で「どんなに好物でも、同じものばかり食べない、いろんなものを食べるのが重要」と強調した。

国民会議は、すべての食べ物に不安を持たず食べられる社会を目指している。そのためには、情報が公開され、その情報をもとに市民が政策形成に関わることができるよう、今後も活動を続けていく。

（記：水口哲・常任幹事）

衆議院内閣委員会に 参考人として出席

— 食品安全基本法への意見 —



副代表 神山 美智子

4月9日、食品安全基本法を審議していた内閣委員会に、参考人として出席しました。他の参考人は、BSE問題検討会会長だった高橋正郎さん、前全国消団連事務局長・雪印乳業社外取締役日和佐信子さん、元NHK解説委員・明治大学客員教授の中村靖さんです。

私は3点について意見を述べました。消費者の権利・措置請求権・予防原則です。

アメリカのケネディ大統領が消費者には4つの権利があると宣言したのが1962年、消費者の権利を盛り込んだ東京都消費生活条例ができたのが1975年。21世紀にふさわしい食品安全基本法には、消費者の権利条項が必要と述べました。日和佐さんは、消費者保護基本法に消費者の権利条項がない、現在改正が審議されているので、これが実現すれば、食品安全基本法にも、消費者の権利が入るはずだという意見でした。

次に、食品安全基本法は、一般国民とのリスクコミュニケーションを実施するとしているので、その具体的手段として、国民からの措置請求権条項が必要と述べました。他の参考人は、高橋さんが食品安全110番を、日和佐さんは全国で公聴会開催を、中村さんは食品安全ホットラインを、とそれぞれ運用につき、意見を述べられました。こうした運用は大事ですが、私はまず条文にきちんと書くことこそ必要だと思います。

予防原則については、基本法3条に「国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識」と、また5条に、「国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として」と記載されていることから、すでに盛り込まれているという意見もあります。しかし、食品健康影響評価（リスク評価）に関する条文には、明確に定められていません。むしろ「その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない」とされるなど、科学優

先・科学万能の思想と思われま

す。その後若干の修正を加えられただけで、私の意見などほとんど考慮されることもなく、4月22日には衆議院本会議も通過し、このニュースレターが発行される時点では、参議院も通過していることでしょう。

東京弁護士会が1981年に提言した、まったく同じ名前の「食品安全委員会」もスタートすることになります。この委員会がリスク評価を行うのですが、その委員7名に消費者代表を入れる予定はないそうです。

新しく、食品の安全を確保し、国民の健康を保護する、消費者保護に軸足を移したすばらしい法律ができるかと、多くの消費者団体が半分は期待していました。しかし、これで消費者優先といえるのでしょうか。

こうした状況を受けて、4月9日、市民で安全性評価をしたり、国の安全委員会に意見を述べたりすることや、さまざまな団体と連携することを目的として、「食の安全・監視市民委員会」が発足しました。私が最初の代表に選出され、呼掛人の天笠啓祐さん、伊藤康江さんなどが、常任運営委員に選任されました。事務局は日本消費者連盟におかれ、事務局長は水原博子さんです。まず緊急の課題として、厚労省が安全宣言をした体細胞クローン牛問題を取り上げる予定です。専門家の協力も得ながら、消費者の立場、予防原則の立場から評価することになります。

当国民会議にも、団体会員として参加してもらいました。国民会議が取り組んできた、食品中のダイオキシン規制提案も、市民委員会と一緒に、さらに進めてゆくことができるのではないかと思います。

国民会議の会員の方も、ぜひ市民委員会に参加してください（連絡先03-5155-4765）。個人年会費1口1000円です。